



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

**消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり
高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です**

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し、契約条項を履行できる
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	62社
常用従業員	651人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	433人
電気工事士	181人
防火設備検査員	71人
(組合事務局・常勤職員2人)	

組合役員が活動報告 一点検・検査現場の現状や課題等一

西川理事長、杉山副理事長及び堀部副理事長など組合役員は、令和3年3月2日（火）午前、静岡県庁本館（議会棟）に中沢幹事長（自民党静岡県連）を訪ね、国から官公需適格組合の認定を受けた県知事設立認可の協同組合として、消防用設備等や防火設備の点検・検査現場の現状や課題等について活動報告をさせていただきました。

県民目線の取組 … 組合は、消防用設備等や防火設備の点検・検査業務を27年間、業として実施してきていますが、組合設立以来、常に点検・検査現場の目線で県民生活の現状や課題等（点検業務における）を情報発信してきました。 → [組合HP](http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/) <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

火災予防対策を実質化する … この日は、県民生活の現場で気がついたことを、危機管理及び県民の安全・安心確保の観点から、また火災予防対策の実質化の観点から、中沢幹事長に聞いていただきました。 → 詳しくは2ページ参照

適正点検の要請と重要性 … 今回の活動報告を契機に、消防法令に基づく有資格者点検の徹底等が、より一層、県内の点検・検査業務に反映されるよう取り組んでいきます。また、新型コロナ禍や手続オンライン化など日常生活を取り巻く環境変化、防火対象物（建物等）の複雑化・深層化に伴う消防用設備等や防火設備の高度化・専門化等に対応した点検・検査体制の要請、その重要性などを、官公庁関係者や多くの県民の皆様にご理解いただけるよう、引き続き適正点検を自ら実践し、県民生活の現場情報を情報発信しながら幅広く呼び掛けていきたいと考えています。



[防火設備の点検資格について]

Q 建築基準法が改正され、(略)消防用設備等の点検で防火設備を点検する場合にも、消防用設備等の点検資格以外に、防火設備を点検するための資格が必要になるのか。

A (略) この定期検査は、消防法上の点検とは異なる、建築基準法の定期検査です。(略) **それぞれ異なる制度に基づく点検と検査ですが、防火設備の連動機構(感知器・連動制御機等)などは消防用設備等と機器を兼用している場合がありますので、点検と検査を相互に関連したものと実施することが望ましいと考えます。**



防火設備定期検査には、防火設備検査員資格が必要です。「月刊フェスク」は、消防法施行規則に基づく登録講習機関である一般財団法人日本消防設備安全センター発行の月刊誌。

【QA解説】

防火設備定期検査報告が始まり、まもなく5年になります。今では「防火設備検査と消防用設備等点検は、相互に関連したものととして実施することが望ましい(左のQA)」とされています。

一方、組合には、組合員62社が雇用する消防設備士(甲種と乙種があり設備ごとに8種類の国家資格)等が433名(実人員・そのうち71名が防火設備検査員)おり、各種施設の点検・検査の現場に「適切な資格者」を同時に配置できます。

継続して受注している県庁本庁舎、複数校を集約した県立高校、浜松市小中学校の現場に、両方の資格を有した者を配置し点検・検査実務を同時に効率よく実施しています。

点検・検査に必要な人数とは？ — 現場の現状や課題等 (1頁・続) —

消防用設備等及び防火設備の点検・検査における防火設備検査員資格者の配備人数(有資格者要件)を、現場の作業実態に沿ったものとし、県民の火災予防のより一層の充実を図る。

1 令和2年度入札物件(当組合参加/県立高校等)

防火設備検査員資格者数や施設規模(延面積)を、県公報で公表された入札公告資料で確認した結果、施設規模(延面積)に関係なく県庁を除き全て「1名以上」でした。

2 消防庁「消防用設備等の点検制度のあり方についての検討会」報告書(平成20年6月)が情報提供した、各設備別の「消防用設備等の点検に必要な最少人員」

3 排煙設備の総合点検は「2名以上」

複数の消防用設備等を実際に稼働させ機能チェックする排煙設備の総合点検は「2名以上」となっており、複数有資格者による点検を相当としています。

4 令和2年12月、令和3年1月の相次ぐ事故

点検作業中の死亡事故(二酸化炭素消火設備の誤放出)が発生し、消防庁は「適切な有資格者点検・立会いの徹底」を指導する課長通知を発出しました。

5 消防用設備等の変化に対応する点検・検査体制の要請

県内の点検現場においては、消防用設備等の種類・設備等の増加や高度化だけでなく、新たな防火設備検査の導入等で、両方の業務に確実に対応できる体制と実績が必要不可欠となっています。



- ・ 防火戸や防火シャッター等の防火設備は、火災感知器や非常用ボタンを実際に作動させ稼働状況(検査項目には降下速度、停止位置等)を検査します。
- ・ 一方、火災感知器を含む「自動火災報知設備」は、受信機・感知器・発信機・電源等を施設全体に分散配置した集合体(総合システム)です。
- ・ 見通せない離れた場所にある「複数の設備」を同時に作動させ、その稼働状況を点検・検査要領に基づき確認(有資格者)する作業は一人では不可能です。→上写真

確かな実績と事業効果に基づく 小中学校等公共施設の

「消防用設備等保守点検と防火設備検査の一括発注」の提案

— 静岡県消防設備保守点検業協同組合 —



- **県・国の監督を受ける** 組合は、県本庁舎、静岡市や浜松市の小中学校等の消防用設備等保守点検（防火設備検査含む）業務を受託し実施。県内の官公庁（地方公共団体）の皆様が安心して点検・検査を託すことのできる、そして県・国の監督を受ける「地域の公的団体(官公需適格組合)」です。
- **組合活動 27 年の信頼と評価** 新・法定定期検査施行前から有資格者の育成（新設の防火設備検査員 71 名は県内一）、受注体制の整備（点検積算基準を作成し県内自治体へ提供）等に取り組みました。新制度施行後は、充実した実施体制で、県や関係市から「消防用設備等保守点検と防火設備検査」の一括発注を受注し発注者における火災予防の推進や業務委託事務の改善に貢献しています。
- **責任とネットワークの事務局体制（常勤職員 2 名）** 中小企業等協同組合法及び官公需法に基づく組合は、設立の認可や認定を受ける際に公的な団体としての責務を負っています。消防用設備等の一元管理・一括発注、予算見積・入札、組合活動、入札参加や点検実務の相談等、何でもご連絡ください（右上写真）。→ 法律に基づく責務と直ちに対応する組合事務局・Tel 054-287-5091（9:00-17:00）

共同受注検査・後期（現場確認）に替えて — 適正点検を確保する —

1 目に見えない安全・安心サービス 消防法が防火対象物の関係者（所有者・占有者・管理者）に義務づける定期的な消防用設備等の点検報告は、私たちの生命・財産・身体を火災から守る、非常に重要で大切な安全・安心の仕組です。また、建築基準法（平成 28 年 6 月施行改正法）が定める防火設備定期検査も建築物の安全性確保を目的としています。

しかし、点検・検査事業者として悩ましいのは、点検・検査を通じて提供する安全・安心サービス（の姿）が発注者の皆様には見えにくいことです。



2 点検・検査業務における懸念とは？ 消防庁「消防用設備等の点検報告制度のあり方について検討会報告（平成 20 年 6 月）」の引用です。

→「第 5 章 点検業務の質の確保等、5-1 適正な点検の実施に要する人員体制の確保等／（略）これらの数値は、ごく一部のサンプル例ではあるが、歩掛かりが期待される標準の数値とすれば、人工数はこれを大幅に下回っていることになり、点検業務に関する過当競争の影響が懸念される結果となっている。」。「歩掛かり」とは、一般的には一定の作業を行う際に必要となる単位人数又は作業日数を意味しています。



3 点検・検査コスト評価の重要性 現行制度では、目に見えない安全・安心サービスの発注が「金額（＝積み上げた歩掛り）で決まる」仕組になっています。今回、新型コロナ禍にありながら、官公需法等に基づき毎年行う共同受注検査・後期（現場確認）を「実施状況の確認・聴き取り報告」に替えて実施したのは、安全・安心の見える化にほかなりません（写真は昨年度現場検査）。



4 県民の生命・財産を守るために！ 安全・安心サービスは、それを具体化する目に見える業務の実施があつて初めて実現します。組合は「実施状況の確認・聴き取り報告」を全組合員へ通知（令和 3 年 3 月 31 日）しました。

<令和 2 年度共同受注検査員>

検査員長	小田巻 秀幸（鈴与技研株式会社）
検査員	稲垣 憲幸（株式会社日本防火研究所）
検査員	藤田 貴也（セルコ株式会社）
検査員	川坂 典弘（東海消防技研株式会社）
検査員	佐々木 強（日興電気通信株式会社）
検査員	小川 博史（セルコ産業株式会社）



～ 相続法の改正（８）～



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所 ぶたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠1-4-1 佐野ビル3階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

今回も、相続法の改正の中から特別の寄与についてお話しします。相続法改正前には、相続人が被相続人の介護をしたりした場合、被相続人の財産形成に貢献したと見なされ、法定相続分に加えて、寄与分を受け取ることができました。

しかし、この寄与分という制度は、相続人だけが請求できるものであるため、例えば、義父母の介護をしてきた長男の妻はどんなに一生懸命介護をしても、被相続人の財産を1円ももらえませんでした。この事実は、客観的に見れば明らかに不公平であるため、今回の改正において、相続人ではない人であっても、被相続人の財産形成に貢献した場合、特別の寄与に応じた金銭の請求が認められることになりました（民法第1050条 第1項）。

以下では、誰が、どのような場合に、どの程度請求できるのか、具体的に見ていきます。

まず、特別の寄与を請求できる人は、被相続人の相続人以外の親族に限定されます。友人や知人といった全くの他人は請求できません。なお、ここでいう親族は民法第725条に規定されており、①6親等内の血族、②3親等内の姻族がこれに該当します。

そして、特別の寄与として請求できるのは、被相続人の介護や療養看護を無償で行い、その結果、被相続人の財産が維持できたり、増加した場合です。これに加えて、当該親族が行った介護等が特別の寄与と言えなければならず、当該親族の貢献に報いるのが適当であると言える程度に顕著な貢献が必要です。

よって、例えば、介護によって、被相続人が精神的に勇気づけられても、財産が維持できていなければ、請求できません。それでは、具体的にどの程度の金銭を請求できるのでしょうか。

この点については、この制度が創設されたばかりであり、実務での事例の蓄積を待たなければなりません。従前からの制度である寄与分における取り扱いが参考になると考えられます。

療養看護型の寄与分においては、当該看護を第三者が行った場合の日当額に療養日数を乗じた上で、これに一定の裁量割合（概ね0.5～0.7が多い）を乗じて算定されておりますので、特別の寄与においても、この算定方法によることになるかと思われます。

第4回理事会の開催 – 事業報告・決算、事業計画・予算案、役員案など –

静岡の街に“春のひかり”が溢れる3月16日（火）午後、組合事務所で第4回理事会が開催されました。例年、年度末3月に開催される理事会では、年間の事業報告と決算、来年度の事業計画・予算案、更に2か月後に開催する通常総会（5月19日・水）開催案を審議します。また、組合役員（理事・監事・共同受注役員）の任期が2年のため、2年に一度、組合役員の選任案も審議をします。

しかし、私たち組合の年度末・年度当初の理事会が他団体の役員会と少し違うのは、ちょうどこの時期（3月～4月）に官公庁の入札等が集中実施されることから、具体的な共同受注活動の対応等を協議する重要な場となっている点です。

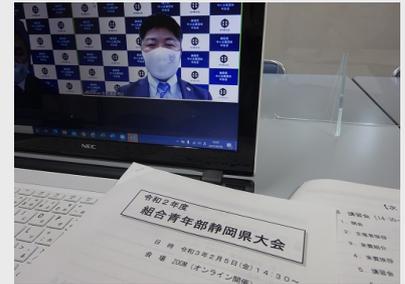
この日も、共同受注の現場を支える組合員や組合関係者が円滑に業務ができるよう真剣な協議が続きました。



オンライン会議に参加して！ 堀部成信会長（青年部会）など

青年中央会主催の県大会に参加 — 新しい会議形式の可能性 —

令和3年2月5日（金）午後、堀部成信会長（当組合の青年部会）と仁科専務理事は、静岡県中小企業団体中央会・青年中央会が主催した県大会（関東甲信越静岡ブロック青年部大会と合同開催）にZoomアプリを使ったオンライン会議形式で参加しました。因みに、組合事務局では、昨年7月、オンライン会議専用のパソコンと通信環境を組合事務所に構築済みです。



年度末の忙しい時期でしたが、職場に居ながらにして、記念講演会「心をひらくほめ達(たつ)の魔法」・一社ほめる達人協会講師 武藤隆是氏、中小企業庁との情報交換会（令和2年度中小企業白書の説明、国要望等）の両方に出席できました。組合事務局は、堀部成信会長（当組合の青年部会）の指示を受け、直ちに組合内の青年部会会員・全員に「オンライン会議参加レポート」をメール送信。関東甲信越静岡ブロックの組合青年部関係者等が同じ時間帯に、同じ情報に接して会議ができる凄さに、ポスト・コロナ、ウィズ・コロナを超えた「デジタル時代の可能性」を感じました。

重要

消防行政における手続オンライン化の動き — 押印廃止、デジタル化など —

政府は、令和2年7月17日に「規制改革実施計画」を閣議決定。実施計画では、「原則として全ての見直し対象手続について、年内に規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされました。

これを受け、消防庁は昨年12月25日付で消防庁次長通知「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及びオンライン化について（消防総第812号）」を各都道府県知事・指定都市市長へ発出しました。

消防行政における手続のオンライン化に向けた検討（次長通知）

「書面主義、押印主義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応が必要。

- <現在の取組> 新型コロナ対応で押印省略など
- <令和2年度> 消防法施行規則等を改正し恒常的に押印廃止、電子メールによる申請書等の送付推進など
- <令和3年度> 火災予防分野の電子申請等標準モデル構築など
- <令和4年度以降> 大規模消防本部を皮切りに、標準モデルの早期導入を目指す

対面規制の見直し及びオンライン化について（消防総第812号）」を各都道府県知事・指定都市市長へ発出しました。

押印廃止の手続、電子メール等による申請可能な申請書等、オンライン化スケジュール・対象手続（19手続）等が示されました。この19手続には、消防用設備等の設置届、同点検報告、同着工届等が含まれます。



【お願い】 組合員の皆様へ「常用従業員・有資格者調べ/4月末現在」の提出！

組合広報誌「組合だより」第1面には、組合員数や常用従業員数、組合が擁する消防設備士や防火設備検査員等の有資格者数が掲載されています。これらは、組合が毎年、組合員から提出される報告や「全員の資格者証と健康保険証のコピー」をしっかりとチェック、集計する作業によって成り立っています。写真は、集計作業を行う組合事務局。また、提出された資格者証や健康保険証のコピーは、共同受注手続の必要書類として提出されます。組合の保守点検業務に対する信用や評価は、組合員の協力や地道な作業により支えられています。



組合員	62社
常用従業員	651人
うち消防設備士・消防設備点検資格者等	433人
電気工事士	181人
防火設備検査員	71人

（提出締切 4/16）。

“全国で 889 組合” うち静岡県は 46 組合 – 官公需適格組合 (令和 3 年 2 月 22 日現在) –

国（経済産業省 中小企業庁）が公表した官公需適格組合数は、全国 889 組合、うち静岡県 46 組合です。また、令和 2 年 11 月 26 日、令和 2 年度中小企業者に対する国等（県や市町が含まれる）の契約の基本方針が閣議決定されました。

この基本方針では、新型コロナ禍を踏まえ、**各省庁等官公需予算総額に占める中小企業者等の契約割合が「55.1%」から「60%」に引き上げられています。**



春を呼ぶ白モクレン

>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)アオイテレック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	磐田営業所	柴田 圭	磐田市今之浦	0538-31-8565
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	090-8186-6318	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラスチック	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
アイエムサービス	岩本 良	浜松市東区	090-6396-4340	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラツウ	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)ライフソリューションズ社静岡電材(営)	内藤 孝夫	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長 西川和宏 セルコ株式会社
 副理事長 杉山和幸 鈴与技研株式会社
 副理事長 堀部莞爾 ニッコウプロセス株式会社
 理事 吉川友朗 静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
 監事 宇式三郎 株式会社アオイテレック
 監事 土谷直人 ニッセー防災株式会社
 事務局長 仁科満寿雄 専務理事兼務
 事務局職員 鷲巣節子